

リスク管理債権

自己査定の結果に基づき、貸出金取引ごとに延滞や貸出条件の変更といった状況に応じて4つに区分したもので、信用金庫法に基づき、平成11年3月期から不良債権の開示基準として義務づけられています。金融再生法の開示債権と調和をとるため、自己査定における破綻

先に対する貸出金を「破綻先債権」、実質破綻先・破綻懸念先に対する貸出金を「延滞債権」として開示しております。したがって、約定どおりの返済があり延滞をしてない先についても債務者の状況が破綻懸念先、実質破綻先の場合は「延滞債権」として開示しております。

リスク管理債権の引当・保全状況

(単位:百万円)

区 分		残 高	担保・保証	貸倒引当金	保全率
破 綻 先 債 権	平成28年度	36	20	16	100.00%
	平成29年度	75	28	47	100.00%
延 滞 債 権	平成28年度	1,044	500	444	90.50%
	平成29年度	898	409	380	87.86%
3ヵ月以上延滞債権	平成28年度	9	6	0	72.23%
	平成29年度	—	—	—	0.00%
貸出条件緩和債権	平成28年度	57	23	0	41.32%
	平成29年度	47	23	0	49.12%
合 計	平成28年度	1,149	551	461	88.18%
	平成29年度	1,022	460	428	86.94%

- (注) 1. これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
 2. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
 3. 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。
 4. 保全率はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

用語解説

破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

- ①会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
- ②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
- ③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者
- ④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者
- ⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者

延滞債権

未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。

- ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
- ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金

3ヵ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

貸倒引当金内訳

(単位:百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	平成28年度	46	51	—	46	51
	平成29年度	51	38	—	51	38
個別貸倒引当金	平成28年度	472	461	0	472	461
	平成29年度	461	427	7	454	427
合 計	平成28年度	519	512	0	518	512
	平成29年度	512	466	7	505	466

当金庫では、偶発損失引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

貸出金償却

(単位:千円)

平成28年度	—
平成29年度	4,677